

全社協 行動方針

～「全社協 福祉ビジョン 2020」をふまえて

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざして

全国社会福祉協議会(以下、全社協)は、社会福祉協議会(以下、社協)、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ等とともに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて主体的に取り組むために、2020(令和2)年を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2020(以下、福祉ビジョン 2020)」を令和2(2020)年2月に策定し、公表しました。

「福祉ビジョン 2020」は、2040年を視野に入れつつ、当面、2030年までの横断的な取り組みの方向性を提起するものです。「福祉ビジョン 2020」を羅針盤として、全社協では福祉関係者とともに「地域共生社会」およびSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を包含した「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、取り組んでいきます。

今や全世界的な課題になっている新型コロナウイルス禍にあっても、社協や社会福祉法人・福祉施設等で働く人びとが、地域住民の生活を支える福祉分野のエッセンシャルワーカーであり、その社会的役割の重要性を社会が再確認しました。どのような環境変化があったとしても、変化に対応し地域で人びとの暮らしを支えることは、「福祉ビジョン 2020」のめざすところと一致するものです。

この「福祉ビジョン 2020」の具体化を図るため、全社協は「全社協 行動方針」を次のとおり策定します。この推進により、全社協は全国の社会福祉事業の発展と社会福祉に関する活動の活性化に努め、もってわが国の社会福祉の増進をはかり、期待される社会的責任を果たしていきます。

【行動方針】

- 1 「福祉ビジョン 2020」の推進を図ります
- 2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります
- 3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります
- 4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります
- 5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります
- 6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります
- 7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

【行動方針 取り組み事項】

1 「福祉ビジョン 2020」の推進を図ります

- 全社協構成組織はもとより、全国的な幅広い民間組織・団体、行政と連携・協働し、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに取り組みます。
- 時代の変化にあわせ(新型コロナウイルス禍も含め)、あらためて社会保障・社会福祉制度の重要性を認識し、その望ましいあり方を提起し、社会に発信していきます。

2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります

- 市区町村社会福祉協議会が、多様な組織・関係者が連携・協働するための「連携・協働の場」になるよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 都道府県・指定都市社会福祉協議会が、市区町村社会福祉協議会が地域のなかの「連携・協働の場」となることを下支えし、促進するよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 社会福祉法人・福祉施設と社協の連携・協働による地域における公益的取り組みの実践を促進するよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 民生委員・児童委員が、地域住民に寄り添い、地域で支援が必要な人を発見し、関係機関につなげていく役割を一層発揮できるよう、活動環境整備を図っていきます。
- アジア社会福祉従事者研修等を通じ、今後も国際協力を促進します。

3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります

- 「新しい生活様式」にも応じて福祉サービスを継続するなど、緊急事態や環境の変化に柔軟に対応し、どのような状況においてもサービスが継続できるよう、社会福祉法人・福祉施設や社協の人員体制の強化に向けた要望活動等を実施し、実現に取り組んでいきます。
- 少子高齢化がさらに進み労働力人口が減少する 2030 年を見据えて、福祉現場で多様な人材が活躍できるよう、研修や情報提供、マッチング支援等を強化し、福祉人材の確保・育成・定着を促進していきます。
- 働き方改革の推進とともに社会的使命をより果たせる組織をめざして、福祉を支える人たちが働きやすく、やりがいを感じることのできる、魅力ある職場づくりを進めるよう、社会福祉法人・福祉施設や社協等に情報を提供し、取り組みの促進を働きかけていきます。
- 福祉人材のすそ野を広げるために、福祉現場の魅力など情報発信を強化し、福祉教育の充実に取り組んでいきます。

4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります

- 多様な生活課題等に対応し、福祉サービスにおける権利擁護の推進を強化していきます。
- 誰もが地域で尊厳と意思が尊重され、その人らしく生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を拡充していきます。

- 苦情解決事業の実施や第三者評価事業の受審を促進し、福祉サービスの質の向上に向け取り組んでいきます。
- 社会福祉法人・福祉施設等において、福祉サービス提供手法の改善を図るよう働きかけ、福祉人材の多機能化を進めるとともに、ICT・AI等の技術活用等を通して、福祉現場におけるサービスの質の向上と効率化を促進していきます

5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります

- 社協が「連携・協働の場」の機能を果たすために、適切な委託費や寄付金等、財源の多様化を働きかけるとともに、社協職員の確保および雇用の安定化を図るために、要望活動等を進めます。
- 社会福祉法人・福祉施設や社協がSDGsの推進を図る企業との連携を強化するとともに、自らSDGsを推進することへの理解と取り組みの促進を働きかけていきます。
- 国や自治体とのパートナーシップの強化を図り、政策提言を行い、その実現に取り組んでいきます。

6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります

- 平時から災害に備え、災害発生時に迅速に支援を進められるよう、法整備および公的資金の確保に向けた働きかけを強化し、体制整備を図っていきます。
- 災害発生時にすみやかに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者支援を行えるよう、平時から必要な知識経験のある人材の養成を行っていきます。
- 災害発生後直ちに福祉的支援活動を進めることができるよう、平時から行政と福祉関係者が協力して、災害発生時の包括的支援体制の構築を進めます。あわせて、社会福祉法人を中心に「災害派遣福祉チーム(DWAT)」を組織し、専門性のある人材を養成していきます。

7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

- 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、必要な要望、課題意識、福祉の価値を体現する実践等の発信を積極的に行います。
- 全社協が福祉のナショナルセンターとしての機能を十分に発揮できるよう、組織運営の活性化、重点事業の展開、財政基盤の安定化を追求していきます。
- 事務局の機能強化に向けて、働き方改革を推進し、事務局組織・職員体制を見直していきます。
- 職員間や関係者とのコミュニケーションをはかり、活発な議論の行われる風通しの良い職場づくりを追求していきます。
- 人権、人格を尊重し、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、職員の育成、専門性と総合性を高めるための職員研修を継続的に進めていきます。